

令和3年度文翔館文化活動支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 公益財団法人山形県生涯学習文化財団理事長（以下「理事長」という。）は、本県の「芸術文化の振興」を目的に、個人や文化団体が実施する発表事業等の初期段階の活動に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。

(助成金交付対象)

第2条 助成金の交付対象は、次の各号すべてに該当する県内の個人（県出身者を含む）または文化団体（以下「助成事業者」という。）とする。

- (1) 文化団体にあつては、県内で活動する団体で、かつ、所在地が山形県内にあること
- (2) 文化団体にあつては、代表者が明らかであり、かつ、一定の規約を有していること
- (3) 一定の活動実績があること、または事業を完遂する見込みがあること
- (4) 会計経理が明確であること
- (5) アマチュアによる文化活動であること

(助成金交付対象事業)

第3条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、助成事業者が、「芸術文化の振興」を目的に、文翔館ギャラリーを使用して実施する展示会などの優れた事業で、次の基準を満たすものとする。

- (1) 芸術文化の分野の展示発表であり、かつ広く県民に公開されるもの
- (2) 展示期間が3日以上のもの
- (3) 展示内容等が特に優れており、本県の芸術文化の振興に寄与すると認められるもの
- (4) 同一の助成対象事業で、平成25年度（2013年度）以降の助成回数が3回を超えないもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は対象としない。

- (1) 専ら営利を目的とする事業
- (2) 特定の政治又は宗教活動を目的とする事業
- (3) 発表が学校、企業、職能団体、習いごと教室及びこれらに準じる団体の内部にとどまり、広く県民に公開されることのない事業
- (4) 自己宣伝（一流一派的）色彩の特に強い事業
- (5) 他の団体が実施する展示等を鑑賞するだけの事業
- (6) チャリティーなど、芸術文化振興以外の目的を主とした事業
- (7) 県又は市町村の助成を受けている事業

(助成金交付対象経費)

第4条 助成対象経費は、施設使用料（設備使用料を除く）とし、対象となる施設使用の期間は、準備の日から撤去の日までとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、30,000円を上限とする。

(助成金交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成事業者は、事前に文翔館ギャラリー使用の申し込みをした上で、事業実施1ヶ月前までに文翔館文化活動支援事業助成金交付申請書(様式第1号、以下「申請書」という。)に必要書類を添えて、理事長に提出するものとする。

(助成金の交付決定等)

第7条 理事長は、申請書の提出を受けた場合、当該申請に係る書類等の審査及び必要な調査等を行い、適当であると認めるときは助成金の交付の決定を行い、文翔館文化活動支援事業助成金交付決定通知書(様式第2号-1)により通知するものとする。助成金交付の対象外と決定した場合は、助成金交付対象外決定通知書(様式第2号-2)により通知するものとする。

2 理事長は助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、条件を付することができる。

(助成対象事業の変更)

第8条 助成事業者は、第6条の申請書(必要書類も含む。)に記載した事業計画を変更しようとする場合は、事業計画変更承認申請書(様式第3号)に必要書類を添えて理事長に提出し、承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の事業計画の変更承認の申請を受けた場合、内容を審査のうえ適当であると認めるときは、事業計画変更承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

3 助成事業者は、助成対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合にはすみやかに理事長に報告してその指示を受けなければならない。

4 助成対象事業の実績により、交付すべき額が前条の助成金交付決定通知書に記載した額を下回る場合、助成金の額は第5条の規定により交付すべき額以内の額とする。

(助成対象事業の中止又は廃止及び助成金交付の辞退)

第9条 助成事業者は助成対象事業の中止又は廃止及び助成金交付の辞退をしようとする場合には、その理由を記載した事業中止(廃止)及び助成金交付辞退申請書(様式第5号)を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

2 理事長は、助成対象事業の中止又は廃止及び助成金交付の辞退の申請を受けた場合、審査のうえ、事業中止(廃止)及び助成金交付辞退承認通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(助成対象事業の実績報告)

第10条 助成事業者は、助成対象事業終了後、原則として1ヶ月以内、または翌年度の4月10日のいずれか早い日に実績報告書(様式第7号)に添付書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(助成金額の確定)

第11条 理事長は、前条の実績報告に基づき、当該書類を審査し、助成対象事業が助成金の交付条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金の額の確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第12条 助成事業者は、前条により通知を受け助成金の請求をしようとするときは、助成金交付請求書(様式第9号)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の請求に基づきすみやかに助成金を交付する。

(助成金の交付決定の取消)

第13条 理事長は、助成事業者が、災害その他の特別の事由による場合を除くほか正当な理由がなく次の各号のいずれかに該当する場合には、助成金の交付の全部または一部を取消すことがある。

(1) 事業を実施せず、又は実施する意思がまったく認められないとき

(2) 助成対象事業を中止し、完了する見込みがないとき

(3) 助成対象事業以外の目的で文翔館ギャラリーを使用したとき

(4) この要綱に違反したとき

(5) その他法令に違反したとき

2 前項の規定は助成金の交付があった後においても適用があるものとする。

(助成金の返還)

第14条 理事長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消された場合、すでに助成金が交付されているときは、返還期限を定め金額及び期日を指定して返還を求めることができる。

2 理事長は、正当な理由がなく、前項により返還を求めた助成金を指定の期日まで返還しない助成事業者に対して、未納に係る期間に応じ年利2.5%の割合で計算した遅延損害金を請求することができる。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(帳簿等の保存期間)

第15条 助成金の交付を受けた助成事業者は、助成対象事業に係る帳簿及び証拠書類を、助成対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(表示)

第16条 助成対象事業の広報及び印刷物等に「文翔館文化活動支援事業」を表示すること。

(交付の制限)

第17条 公益財団法人山形県生涯学習文化財団による同一もしくは同一と思われる助成対象事業等への交付は、財団内の助成金も含め、年一回とする。

(その他)

第18条 この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

2 この要綱に定めのない事項については、理事長が別に定める。